

平成29年度の連絡協議会の活動計画(案)

＜第5回 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会＞

平成29年9月14日（木）

<目次>

1. 今年度の活動方針（案）
2. 新たな取組み【ラジオ広報/イベント】
3. ハンドブックの改訂（案）
4. その他継続広報について
5. 部会の新設
6. 継続部会

【別添】

1. 今年度の活動方針(案)

① 広報対象者

- 設立3年目を踏まえ、今年度の広報対象者は昨年度の「荷主」「運送事業者」に加えて、『**大型車ドライバー**』および『**社会一般**』まで拡大する。

② 重点広報期間

- 昨年度と同様に10月上旬～11月上旬を、『**重点広報期間**』と位置付け、連絡協議会および各委員による広報活動を強化し、PRしていく。

③ 広報内容

- 対象者の拡大に伴い、広報で訴える内容は大型車両と日頃接点のない一般の方にもわかりやすく伝えることに留意する。

1. 今年度の活動方針(案)

④ 具体広報

- ラジオ広報
⇒ Webアンケートによる効果検証実施予定
- パネル展イベント (道の駅/SA・PA)
- 特殊車両通行ハンドブック2016の改訂
- 継続的な広報 (Twitter/連絡協議会HP/チラシ・ポスター)

新規の取組み
(赤字部分)

⑤ 広報以外の取組み

- 首都圏大規模同時合同取締
- 通行許可迅速化検討部会

2. 新たな取組み【ラジオ広報】

ラジオ広報の目的

今年度は、広報対象者として大型車ドライバーや社会一般まで拡大する予定である。これら対象に直接的に訴えかけていくため、特にドライバーと親和性の高い、ラジオを利用した広報を行うものである。

ラジオ広報の特徴

▶ 習慣性が強いメディア

- ラジオは生活スタイルに密接な関わりを持つため、毎日同じ時間帯に繰り返し聴く可能性が高いメディアである。
- 車での通勤・帰宅時や、運送トラックの運転中等に加えて、スマートフォンアプリ（radiko等）の登場により電車等での通勤通学でも聴取可能となり、利用シーンが幅広くなっている。

▶ 親近感のあるメディア

- テレビとは異なり、ラジオはリスナーとの1対1のメディアである。
- SNS等の普及により番組への投稿等が容易で身近な存在となり、若年層のリスナーも増加している。

▶ 視覚を必要としないメディア

- 運転中や家事、工作中、食事中等でも、何かをしながら接することが可能なメディアである。

2. 新たな取り組み【ラジオ広報】

実施概要

首都圏の放送局の中から、聴取率の高い時間帯を選定し、効果的な広報を行う。
また、実施した広報に対して、リスナーの反応を調査、検証する。

▶実施方法

放送局との契約で定期的に実施するもの

ラジオCM時間	40秒
放送回数	20回



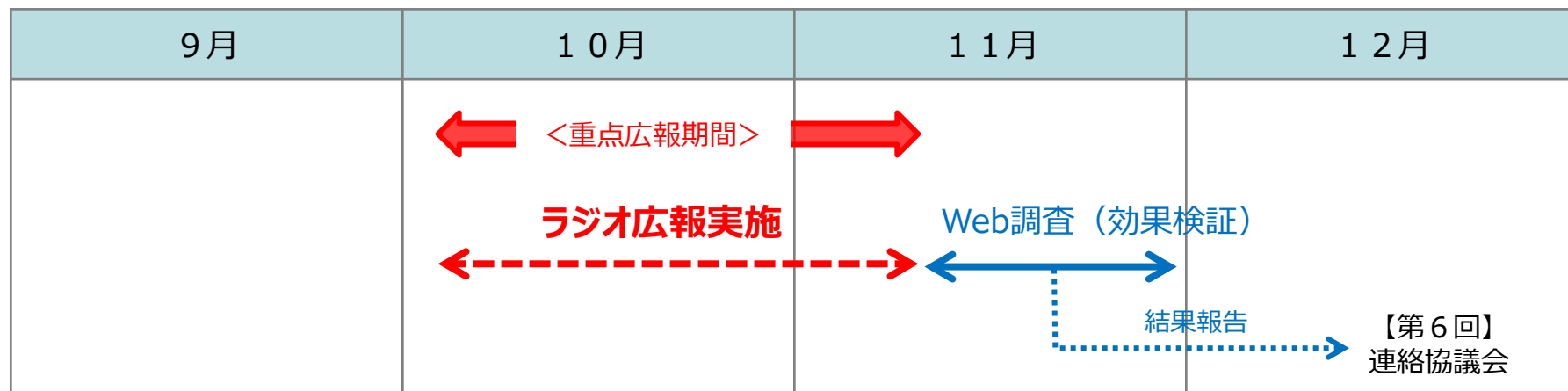
JARTICの放送枠で補完的に実施するもの



(公財) 日本道路交通情報センターによる
放送枠において、状況に応じて適宜広報を実施
する。※

※事故や渋滞情報が優先となるため、広報実施回数や放送秒
数を予め定めることはできない。

▶概略スケジュール



2. 新たな取組み【ラジオ広報】

広報文の方向性

社会一般に対しては、まず『道路を通行するには、重さの制限がある』ということを知ってもらうことをスタート地点とし、親しみやすく印象に残るようなCM案を作成した。

案：インフォメーションStyle

担当	広報文
BGM	アテンション音♪ ～♪～
ナレーター（女性）	大型車を運転中の皆さん、重量オーバーはしていませんか？ 定められた重さを違法に超えた大型車は、道路を傷める大きな原因になります。 また、それは、補修工事を増やし、渋滞の原因にもなります。 運転する人にとっても、重大事故につながりかねず、危険。 定められた重さを超える場合は、許可が必要です。
ナレーター（男性）	重量守り、道路を守ろう。
ナレーター（女性）	「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」からのお知らせでした。

2. 新たな取組み【イベント】

イベント概要

広報の主たる対象者は、大型車両の走行に関与する荷主及び運送事業者であるが、当事者だけではなく、広く社会一般へ取組みが周知されることによって、法令遵守の機運の高まりが期待できる。このため、チラシやポスターによる一方向の広報に加えて、対面による広報の実施を目的として、当連絡協議会の取組みを周知するイベントを実施する。

- 開催予定日： 秋の重点広報期間(10月～11月上旬) のいずれか
- 開催場所： 道の駅と高速道路のSA/PA
- 対象者： 上記施設利用者全般（ドライバーに限定しない）

イベント内容案

1

「重量守り、道路を守ろう」パネル展

2

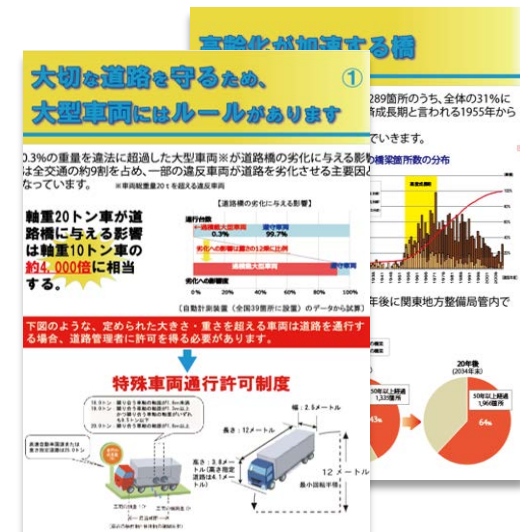
啓発ビデオ「大型車両の通行の適正化を目指して」

3

連絡協議会チラシ等の配布

4

大型車両に関するアンケートの実施



<パネル一例>

2. 新たな取組み【イベント】

(参考) 昨年度の開催状況

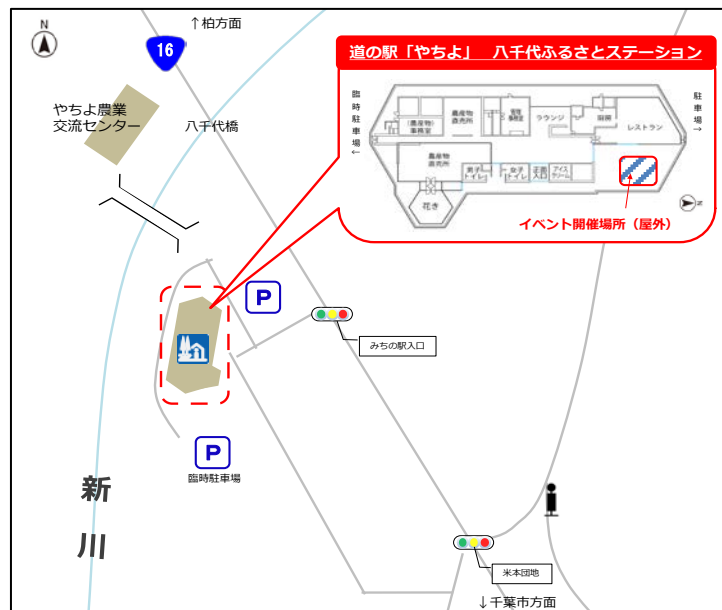
- 開催日時：平成28年10月8日（土）
9:00～16:00
- 開催場所：道の駅やちよ
〔千葉県八千代市〕
- 開催内容：

3連休初日

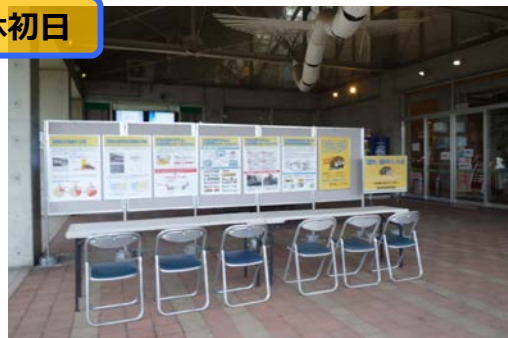
「重量守り、道路を守ろう」パネル展

来訪者アンケート実施

チラシ・特殊車両通行ハンドブックの配布



パネル展開催状況



3. ハンドブックの改訂

改訂方針

昨年度の連絡協議会において、事務局が提案した「特殊車両通行ハンドブック2016の改訂」について、実施する方針となったため、改訂内容について今年1月に意見を収集している。これらを参考に、2017年度版について下記のとおり改訂したい。



委員意見

NEXCO東日本関東支社	P14:「特例8車種の制限値」が特例車種全体の特例値のように見えて紛らわしいので、「許可値の目安」などと記載を改めた方が良い
首都高速道路	P14:「その他」に海上コンテナ用セミトレーラが列挙されているが、その前には特例車種の説明がなされており、重セミなどと同じ並びで扱うと特例の扱いではないという誤解を招きかねないのではないか。(補足説明が必要)
全国クレーン建設業協会 東京支部	①特車ゴールド制度については、東京支部会員については展開できていない。会員が保有するラフテレーンクレーンは高速道への乗り入れができない。普通道でのメリット・デメリットを知りたい。②P26の標準時間を元請より要求され、実情は持ち込めない。
東京都トラック協会	オンライン申請の手順や作成の流れなどについてもっと詳しく記載した方が良いと思う。

その他改訂

- ▶ 表紙デザイン
- ▶ 新規格車に関する記載追加
- ▶ 申請・問合せ窓口の修正
- ▶ 通行許可件数・台数及び道路ネットワーク状況の更新
- ▶ 体裁の統一

4. その他継続広報について

▶ 連絡協議会HP

⇒提供内容を充実化し、広報媒体として活用していく。

▶ Twitter（@特車総合ツイッター）

⇒引き続き、有益な情報提供に努める。

▶ 連絡協議会チラシ・ポスター

⇒各委員による活動において、引き続き活用頂きたい。

▶ 連絡協議会バナー

⇒未設置の場合は、可能な限り、HP等へ設置頂きたい。

5. 部会の新設

新たな部会の設置

- ▶ 昨今の特殊車両通行許可申請件数の急増に伴い、道路管理者による通行許可(不許可)までの処理において、大幅な時間を要する状態が続いている。今後、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた建設需要の高まりに比例して、更なる申請件数の増加が見込まれ、より一層の迅速化が求められている。
- ▶ このため、申請者を代表する団体と審査者（道路管理者）で構成する『**通行許可迅速化検討部会**』を設置し、相互に建設的な意見交換を行い、許可期間の短縮化を目指す。

平成29年8月31日設置

【構成員】

(順不同) 部署名省略

申請者側

- (一社) 東京都トラック協会
- (一社) 千葉県トラック協会
- (一社) 神奈川県トラック協会
- (一社) 埼玉県トラック協会
- (一社) 全国クレーン建設業協会東京支部
- (一社) 全国クレーン建設業協会千葉支部
- (一社) 全国クレーン建設業協会神奈川支部
- 埼玉クレーン協会
- 東京都行政書士会

審査者側

- 東京都
- 千葉県
- 神奈川県
- 埼玉県
- 千葉市
- 川崎市
- 横浜市
- 相模原市
- さいたま市
- 東日本高速道路(株)関東支社
- 中日本高速道路(株)東京支社
- 中日本高速道路(株)八王子支社
- 首都高速道路(株)
- 関東地方整備局
- 東京国道事務所
- 千葉国道事務所
- 横浜国道事務所
- 大宮国道事務所

【事務局】関東地方整備局

6. 継続部会

作業部会の継続

- ▶ 昨年度、連絡協議会として初となる合同取締を効果的に実施するため、『**首都圏大規模同時合同取締作業部会**』を設置した。
- ▶ 今年度は取締強化を目的に、連携の範囲を拡大し、新たに関東運輸局・東京都・埼玉県が作業部会に参画した。
- ▶ 8/22に開催した作業部会において、下記の目標を設定し、取り組んでいくこととなった。

平成28年10月4日設置

目 標

① 連絡協議会委員総出の取組み

警察および道路管理者のみならず、関係企業団体を含む連絡協議会が一体となって取り組むこと。
⇒P13【別添】へ

② 重量違反への取締り強化PR

道路の老朽化対策の一環として、重量超過をはじめとする違反車両への取締り強化の姿勢をアピールすること。

③ 道路3法同時取締り

大型車両に対する取締り権限を有する3法（道路交通法/道路運送車両法/道路法）による同時取締りを実施すること。

連絡協議会委員総出の取組み

- ▶ 昨年度は、連絡協議会による合同取締および道の駅にてパネル展イベントを開催したが、一部の委員による限定的な取組みであった。
- ▶ このため、今年の合同取締の実施に絡めて、広報重点期間中に、取締関係者以外の委員も含めて**連絡協議会一体となった取組みの実施を検討**する。



※本日議論

合同取締り実施者以外の参加方法（案）

警察・道路管理者・関東運輸局

【合同取締の実施】



連絡協議会総出の取組み

左記以外の連絡協議会委員

案①：合同取締現場の見学（当日） ※対象：道路管理者

取締現場にて、取締方法や違反状況について見学し、今後の参考にして頂く。

案②：パネル展イベント開催（広報重点期間内）

高速道路のSA/PA（NEXCO東日本管内予定）で開催するパネル展に参加頂き、チラシまたはポケットティッシュ（右図）を配布し、来訪者への広報を行う。



ポケットティッシュ広告（案）